

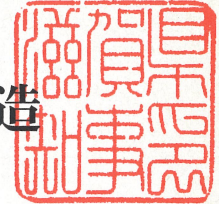


滋監第1186号  
令和元年12月12日

(株) 谷口土木

谷口 陽一 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について (通知)

令和 元年 1 月 1 3日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

許可番号	滋賀県知事 許可(特一 1) 第 21710 号
許可の有効期間	令和 2年 1月 16日から 令和 7年 1月 15日まで
建設業の種類	土木工事業 石工事業 舗装工事業 塗装工事業
	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 6年 12月 16日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)